

令和7年2月吉日

大阪市立中野小学校学校協議会

第3回学校協議会の開催について

向春の候、学校協議会委員の皆様には、ますますご健勝のこととお喜び申しあげます。平素は、本校教育進展のため深いご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、令和6年度第3回中野小学校学校協議会を開催することになりました。

つきましては、下記の日時におきまして、中野小学校学校協議会の開催を考えております。ご多用のことと存じますが、ご出席いただきますようお願いいたします。

記

1. 日 時 令和7年3月7日（金） 午後7時00分～
2. 場 所 中野小学校 多目的室
3. 内 容 ○ 令和6年度「運営に関する計画」最終評価について
 ○ その他

大阪市立中野小学校 学校協議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪市立中野小学校 学校協議会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 傍聴を認める定員は5名以内とする。ただし、会長が必要と認めた場合については、この限りでない。

2 会議を傍聴しようとする者は、会議の開催 30 分前から開催予定時刻までに、先着順に受付において申し込み、会長の許可を得た上で、事務局の指示を受けて会場に入場するものとする。

(傍聴者の守るべき事項)

第3条 傍聴者は、会場においては次の事項を守らなければならない。

- (1) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと
- (2) 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと
- (4) 携帯電話などは受信音を出さないこと
- (5) 写真撮影、録画及び録音等は行わないこと。ただし、会議の議長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) 会議開催中は静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと
- (7) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと

(違反者に対する措置)

第4条 傍聴者が前条の規定に違反したときは、議長(会長)はこれを注意し、なおこれに従わないときは、その者を退場させることができる。

附 則

この要領は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年9月1日から施行する。